

## 明石市医師会訪問看護ステーション 重要事項説明書

### 1. 事業者の概要

事 業 者	一般社団法人 明石市医師会
所 在 地	明石市大久保町八木743-33
連 絡 先	TEL (078) 920-8739 FAX (078) 938-0898
代 表 者	鈴木 光太郎

### 2. 事業所の概要

事 業 所 名	明石市医師会訪問看護ステーション
ス テ ー シ ョ ン コ ー ド	医療保険 20.9002.0 介護保険 2862090020
所 在 地	明石市大久保町八木743-33 明石市医師会医療福祉会館2階 TEL (078) 938-1780 FAX (078) 938-1781
管 理 者	片畠 常代
営業日・営業時間	月曜日～金曜日(9:00～17:00) 土、日、祝日、12/29～1/4は休み
サービス提供実施地域	明石市全域
開設年月日	平成 7年 9月 1日

### 3. 事業所の従業員

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者 (看護師)	職員の管理、主治医、関連機関との連絡調整・訪問看護師の管理	1人
訪問看護師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	訪問看護、主治医、関連機関への連絡 訪問に関する書類の作成	看護師 常勤 9人 非常勤 9人 理学療法士 常勤 1人 非常勤 4人 作業療法士 常勤 1人 非常勤 3人 言語聴覚士 常勤 0人 非常勤 1人
補 助 員	業務の補助	1人

4. 訪問看護師：原則として受持制をとっておりますが、勤務の状況により変更することがあります。また、利用者様から担当者の変更希望の申し出があった場合は応じます。

### 5. 訪問看護の提供について

( 医療保険・介護保険 共通 )

- ・訪問看護サービスは、利用者様の主治医から発行される訪問看護指示書に基づいて提供し療養上の世話、診療の補助を行うこととされており、制度上、サービス範囲が定められています。
- ・療法士の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを看護職員の代わりとして訪問させるものと位置づけられています。よって、療法士のみのお受けしておりません。看護職員が状態に合わせて定期的に訪問し、利用者様の状態の評価を行います。
- ・訪問者等に対する贈り物や飲食（菓子、茶など）のおもてなしは厳しく禁じており、お受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ・訪問中の喫煙はご遠慮ください。職員の受動喫煙予防にご協力をお願いします。
- ・大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋に保護をするなどお願いします。
- ・ご自宅以外の訪問は原則実施していません。
- ・車両での送迎や受診の付き添いは実施していません。
- ・悪天候（台風、積雪など）、災害時には訪問を見合わせたり、他日程へ振り替えて訪問させていただく場合がありますのでご了承ください。なお、災害および感染症発生時に備え、業務継続計画を策定しています。
- ・虐待防止とともに早期発見・早期対応に努めるため、虐待防止に関する指針を策定しています。

(医療保険)

- ・訪問回数は1日1回、週3回までのご利用が可能です。1回の訪問時間は30～90分です。ご病気や

状態により制限なく訪問が可能な場合もあります。

- ・医療 DX 情報を活用し、質の高い訪問看護の実施に努めています。

## 6. 緊急時における対応

訪問看護サービスを行っているときに利用者様に病気の急変等が発生した場合は、速やかに主治医に連絡し指示を受けます。やむを得ない時は救急車の出動要請を行う時もあります。

## 7. 苦情相談窓口

- 明石市医師会訪問看護ステーション管理者 片畠 常代

電話 078-938-1780 (平日 9:00~17:00)

(介護保険に関する苦情相談窓口)

- 明石市福祉局高年介護室

電話 078-918-5091

- 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係

電話 078-332-5617

## 8. 利用料金 別紙 料金表

## 9. 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

この事業は健康保険法および介護保険法に基づく訪問看護(予防訪問看護)の事業として、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、保健、医療および福祉サービスの密接な連携のもとに、在宅療養者を訪問し、療養上の世話または必要な診療補助を行い、もって在宅医療支援を推進するとともに、療養生活を支援することを目的とする。

### (2) 運営方針

訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

この事業の運営管理に関する事項については、一般社団法人明石市医師会会長が委嘱した者によって構成する委員会において検討する。

## 10. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、利用者様に書類を交付し口頭で説明し、同意を得ます。